平成２６年（フ）第２９４７号
大阪府寝屋川市錦町10番６号
債務者　日髙　新二
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０５０号
大阪府枚方市村野南町３番18―108号
債務者　梛野　　元
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０６５号
大阪市北区本庄東１丁目12番17―101号
債務者　巴　　敬詞
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２０３号
大阪府豊中市庄内東町１―４―３―302、住民票上の住所大阪府吹田市山手町３丁目33番20号
債務者　佐伯　　隆
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２８８号
大阪市住吉区長居２丁目３番19号コーポコナカ303号
債務者　梅川　　晃
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３１５号
大阪市淀川区十三東３丁目５番９号大島紬ビル306号、前住所大阪市中央区谷町４丁目８番30―1013号
債務者　扇　　健三
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４１８号
大阪市城東区成育２丁目12番22―703号
債務者　中村　隆秀
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６２４号
大阪市生野区勝山南１丁目17番14号　ルーチェ生野
債務者　田宮　花子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６３７号
大阪市鶴見区鶴見５丁目９番５―915号
債務者　重村多恵子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６３８号
大阪市大正区千島３丁目12番13―208号
債務者　中西　一夫
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６４３号
大阪府寝屋川市木田町18番38号
債務者　大野　孝子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６４４号
大阪府寝屋川市国松町31番11号
債務者　山内加代子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０号
岩手県一関市舞川字小塚39番地、前住所岩手県奥州市水沢区姉体町字上島159番地５
債務者　佐々木敬純
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第４１号
岩手県一関市舞川字小塚39番地、前住所岩手県奥州市水沢区姉体町字上島159番地５
債務者　佐々木ゆき
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第４２号
岩手県一関市三関字日照25番地１　３号室
債務者　伊藤　直樹
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第１０７号
山形市平清水１丁目４番27号
債務者　花輪　君代
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７５１号
埼玉県上尾市大字上359番地　しらこばと団地16―101
債務者　志賀　清勝
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係